

平成 2 1 年千葉市教育委員会会議  
第 4 回定例会会議録

千葉市教育委員会

平成21年千葉市教育委員会会議第4回定例会会議録

日時 平成21年4月15日(水)

午後2時00分開会

午後3時50分閉会

場所 教 育 委 員 会 室

出席委員 委 員 長 津田 英彦  
 委 員 奥山 福子  
 委 員 岩沼 静枝  
 委 員 内山 英夫  
 委 員 梅谷 忠勇  
 教 育 長 志村 修

出席職員 教 育 次 長 平賀 周 保 健 体 育 課 長 嶋田 信昭  
 教 育 総 務 部 長 青葉 正人 教 育 セ ン タ ー 所 長 山 下 正 敏  
 学 校 教 育 部 長 岩切 裕 養 護 教 育 セ ン タ ー 所 長 宮 田 浩  
 生 涯 学 習 部 長 河野 正行 生 涯 学 習 振 興 課 長 宇 留 間 正  
 千 葉 高 等 学 校 長 田 辺 新 一 社 会 体 育 課 長 井 谷 芳 明  
 稲 毛 高 等 学 校 長 仲 間 憲 三 青 少 年 課 長 三 野 宮 純 一  
 総 務 課 長 森 島 俊 之 中 央 図 書 館 長 作 田 明 雄  
 教 育 総 務 部 参 事 (企 画 課 長 事 務 取 扱) 山 崎 正 義 総 務 課 総 括 主 幹 初 芝 勤  
 学 校 財 務 課 長 伊 藤 太 一 学 事 課 調 整 主 幹 山 田 輝 夫  
 学 校 施 設 課 長 豊 田 滋 貴 生 涯 学 習 振 興 課 調 整 主 幹 山 根 正 美  
 学 事 課 長 吉 田 進 総 務 課 主 幹 杉 江 達 也  
 教 職 員 課 長 時 田 猛 総 務 課 主 幹 大 崎 賢 一  
 指 導 課 長 小 寺 道 明

書 記 総 務 課 長 補 佐 内 山 健 総 務 課 主 任 主 事 清 田 信 之  
 総 務 課 委 員 会 係 長 小 池 正 彰 総 務 課 主 任 主 事 藤 井 拓 也  
 総 務 課 総 務 係 長 南 久 志 総 務 課 主 事 犬 飼 綾  
 総 務 課 人 事 係 長 中 尾 嘉 之 総 務 課 主 事 河 瀬 伸 也  
 総 務 課 経 理 係 長 高 橋 義 浩

- 1 開会  
津田委員長より開会を宣言
- 2 会議の成立  
全委員の出席により会議成立
- 3 会議録署名人の指名  
津田委員長より内山委員を指名
- 4 会期の決定  
平成21年4月15日（1日間）ということで全委員異議なく決定
- 5 議事日程の決定  
議事日程を全委員異議なく決定
- 6 議事の概要
  - (1) 非公開事項の決定  
報告第1号及び議案第15号を非公開審議とする旨決定
  - (2) 報告事項  
報告事項(1) 平成21年4月1日付県費負担教職員の人事の概要について  
教職員課長より報告があった。  
報告事項(2) 適応指導教室「ライトポート美浜」の開所について  
指導課長より報告があった。  
報告事項(3) 第60回指定都市学校保健協議会の開催について  
保健体育課長より報告があった。  
報告事項(4) 千葉市中央図書館・生涯学習センター入館者1千万人達成について  
生涯学習振興課長より報告があった。  
報告事項(5) 「これからの時代にふさわしい千葉市図書館サービスの在り方について（答申）」について  
中央図書館長より報告があった。
  - (3) 臨時代理報告  
報告第1号 職員の処分について  
総務課長より報告があった。  
報告第2号 千葉市教育委員会組織規則の一部改正について  
総務課長より報告があった。  
報告第3号 千葉市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則等の一部改正について  
総務課長より報告があった。  
報告第4号 千葉市教育委員会事務専決規程等の一部改正について

総務課長より報告があった。

(4) 議決事項

議案第13号 平成21年度千葉市教育行政の運営に関する基本方針について

企画課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第14号 千葉市地域文化財の登録について

生涯学習振興課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第15号 千葉市個人情報保護条例による個人情報の開示に関する不服申立てに対する決定について

教職員課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

(5) 発言の要旨

報告事項(1) 平成21年4月1日付県費負担教職員の人事の概要について

津田委員長 教職員課長、報告をお願いします。

教職員課長 報告事項(1)「平成21年4月1日付県費負担教職員の人事の概要について」報告します。管理職人事については、3月11日の教育委員会会議第1回臨時会で議決いただきました。その後、3月13日に各学校に内示を行い、30日に辞令交付式を実施し、4月1日に異動者が異動先に着任し、新年度の体制が整ったところですが、改めて、平成20年度末人事異動の概要について報告します。まず、今年度の異動総数ですが、小・中・特別支援学校を合わせて1,195人で、昨年度末より18人の増となっています。また、新規採用教員数ですが、小学校136人、中学校60人、特別支援学校4人の計200人で、昨年度より21人の増となっています。その他に、養護教諭、事務職員、栄養職員を合わせて新たに14人を採用しました。これにより、平成14年度以降、採用状況が好転し、今年度までの8年間において、合計で約1,200人の新規採用職員を採用し、学校の活性化につながっています。次に管理職の登用ですが、校長の新規登用数は44人、教頭の新規登用数は56人で、昨年度より校長が4人少ないものの、昨年度同様多くの管理職が誕生しています。また、教務主任は新規に49人を配置しています。管理職のうち女性管理職は、校長24人、教頭18人と合計42人の登用となり、昨年度より1人増となっています。最後に同一校7年以上の勤務者の解消率ですが、昨年度より若干落ちていますが、学校の実情により

校長の具申を得て、残留させた者が昨年より若干増えたことによるものです。

奥山委員 新規採用者が増えた原因は、単純に新設校が増えたためということでしょうか。

教職員課長 少子化とは言われますが、本市においては、平成10年度以降、特に小学生の数が増加傾向にあるとともに、退職する教員数も増えてきていることから、採用者数が増えているものです。

奥山委員 もう少し具体的にお願いできますか。

教職員課長 市内中心部や千葉みなと駅周辺等で、多くのマンションが建設され、小学校に在籍する子どもの数が、微増ではありますが当初想定より増えてきており、学級数としては、市全体で年40～50学級程度増えていますので、教職員の定数もその分増える一方で、退職者も増えていることから採用数が伸びてきているものです。

奥山委員 それは、千葉市が突出した状況なのですか。

教職員課長 減少傾向の地区もあれば、東葛地区のように若干伸びている地区もあり、地域によってだいぶ差はあるようです。

報告事項(2) 適応指導教室「ライトポート美浜」の開所について

津田委員長 指導課長、報告をお願いします。

指導課長 報告事項(2)「適応指導教室『ライトポート美浜』の開所について」報告します。本市では、不登校児童生徒の解消に向けた施策のひとつとして、これまでに、適応指導教室「ライトポート花見川」を朝日ヶ丘小学校内に、「ライトポート若葉」を若松台小学校内に、「ライトポート中央」を大森小学校内に開設しており、本年4月13日には、千葉市4か所目になる「ライトポート美浜」を真砂第三小学校内に開設しました。これらのライトポートは、不登校児童生徒の居場所を確保し、学校生活への復帰を支援することを目的として設置しています。活動状況についてですが、既存のライトポートでは、それぞれ25人から30人を超える児童生徒の登録があり、1日平均17人程度が通級しています。読書や音楽鑑賞、各自の計画に基づいた学習、スポーツや手芸等の創作活動、インターネットを使った学習等に取り組む中で、生き生きとした表情を見せ、生活全体に意欲的な姿勢を示すようになっています。昨年度、ライトポートに通級した児童生徒88人の中には、放課後の登校やチャレンジできそうな教科の時間への登校、あるいは保健室や相談室への別室登校が行えるようになる等、何

らかの形で在籍校に通えるようになった児童生徒が45人います。また、中学校卒業生41人のうち、高等学校に進学した生徒は33人で、適応指導教室での支援により、多くの児童生徒が学校生活に復帰しています。「ライトポート美浜」を開設した真砂第三小学校は、京葉線検見川浜駅から徒歩で5分ほどの閑静な住宅地の中にあり、子どもたちは落ち着いた環境の中で、安心感を持って過ごすことができるものと思います。施設、設備等については、既存の適応指導教室に準じた整備を行っています。子どもたちの指導にあたっては、指導員3人のほか、チーフを1人配置し、児童生徒個々の状況に合わせた、きめ細かな指導・支援を進めていきます。なお、適応指導教室の管理・運営と入級相談等については、教育センターが行います。

奥山委員 ライトポートに入級し、在籍校に復帰できた児童生徒は45人ということですが、それは3か所合わせた人数なのでしょうか。

指導課長 そのとおりです。

奥山委員 在籍校の受け入れの状態はどのようになっていますか。

指導課長 別室登校ができるようになった児童生徒については、個別に、教員を交代で担当させるような体制を採っています。また、元のクラスに戻ることができた児童生徒については、友人関係等に課題を持っている場合もあるので、スクールカウンセラー等と連携を図りながら、より良好な友人関係を築けるよう配慮しています。

奥山委員 経過観察は重要です。そのことを先生方にお伝えいただきたいと思います。また、サポートが必要な期間は子どもによって様々だと思うので、長い目で見てあげて、問題が見つかった場合、細かいことでも皆で話し合うような体制を各学校で設けてもらえればよいと思います。

津田委員長 学校復帰後、再びライトポートへ戻ったケースはあるのでしょうか。

指導課長 部分復帰・学校復帰ができた児童生徒については、できる限り追跡調査を実施しながら個別の対応に努めておりますが、途中で学校に行けなくなり、教育センターの相談部門に相談に来た等の事例があります。

津田委員長 学校側も大変だと思いますが、今、奥山委員がおっしゃったように、きめ細かな対応をするよう学校へ指導していただきたいと思います。

梅谷委員 入級要件に「心理的・情緒的要因等により不登校状態にある

児童生徒」とありますが、「心理的・情緒的要因」の具体的な内容について示してください。

指導課長 最も大きいものは、友人関係に関するもので、そのことでクラス内に自分の居場所がなかなか作れずに、不登校状態に陥るといいうケースが一番多いように思います。その他、家庭環境等様々な要因が考えられますが、やはり一番大きいのは友人関係と思われる。

岩沼委員 友人関係の問題からライトポートに入級する児童生徒がいるとのことですが、その児童生徒が在籍校に戻るまでの間に、相手側である友人に対して何らかの指導等を実施しているのでしょうか。それとも、そのようなことをしなくても、ライトポートに通級したという体験により、在籍校へ戻るだけの精神的な力がついて順応できたのでしょうか。また、もしライトポートという施設がなければ、本人・保護者・先生方の努力があっても、45人がなんらかの形で在籍校へ戻ることはできないものなのでしょうか。

指導課長 不登校となった児童生徒が、すぐにライトポートに通級できるということではなく、教育センターのグループ活動等を通して集団における適応力を高めながら、ライトポートへ通級するケースがほとんどです。不登校に陥った児童生徒の、自ら適応していこうとする力をいかに高めていくかということが一番のポイントになるのではないかと考えています。また、学校復帰後も、周りの環境が及ぼす影響が大きいことから、スクールカウンセラーや担任の教師が十分なケアを図れるような環境を作っていきたいと思えます。

内山委員 指導員はどのようなキャリアを持った方なのでしょうか。

指導課長 1人は、これまで他のライトポートで実際に指導を行っていた経験者です。他は学生で、経験はあまりありませんが、意欲的な学生を採用しています。

### 報告事項(3) 第60回指定都市学校保健協議会の開催について

津田委員長 保健体育課長、報告をお願いします。

保健体育課長 報告事項(3)「第60回指定都市学校保健協議会の開催について」報告します。まず、開催日及び会場ですが、平成21年5月10日(日)に、幕張メッセ国際会議場で開催します。新たに政令指定都市となった岡山市を含め18の政令指定都市から、学校医・学校歯科医・学校薬剤師・校長・保健主事・養護教諭・安全

指導主任・学校栄養職員等の学校保健関係者約600人が参加します。本協議会は、政令指定都市の持ち回りの開催ですが、千葉市での開催は、平成8年以来13年ぶりとなります。当日のスケジュールですが、午前中は開会式に続き、全体協議会と、ソウルオリンピックのシンクロナイズドスイミングのメダリスト、小谷実可子さんによる記念講演を、午後は4分科会に分かれて研究協議を行います。開催都市である千葉市は全ての分科会で口頭提言を行い、本市の学校保健への様々な取組みについて、全国に発信していきます。

報告事項(4) 千葉市中央図書館・生涯学習センター入館者1千万人達成について

津田委員長 生涯学習振興課長、報告をお願いします。

生涯学習振興課長 報告事項(4)「千葉市中央図書館・生涯学習センター入館者1千万人達成について」報告します。千葉市中央図書館・生涯学習センターは平成13年4月1日に開館し、本年4月12日(日)に、入館者が1千万人に達しました。当日はこれを記念して、認定書授与等の記念式やミニコンサート等を実施しました。1千万人目となった方は、千葉市中央区在住のご家族でした。

報告事項(5) 「これからの時代にふさわしい千葉市図書館サービスの在り方について(答申)」について

津田委員長 中央図書館長、報告をお願いします。

中央図書館長 報告事項(5)「これからの時代にふさわしい千葉市図書館サービスの在り方について」、本年3月27日に千葉市図書館協議会から答申を受けましたので報告します。はじめに、千葉市図書館協議会についてですが、協議会は図書館法に基づく機関で、「図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関」とされており、本答申は、平成20年教育委員会会議第8回定例会で報告した諮問に対するものです。次に、諮問の経緯ですが、平成18年3月、文部科学省による「これからの図書館像～地域を支える情報拠点を目指して～(報告)」の公表や、市民ニーズの変化や時代の要請に対応した千葉市の図書館サービスの計画を整備する必要性から、図書館内部に「図書館サービス推進計画検討委員会」を設け検討してきましたが、計画策定にあたり、昨年7月に「これからの時代にふさわしい千葉市図書館サービスの在り方について」、協議会に諮問したものです。答申の内容についてで



すが、4章構成となっており、「第1章 千葉市図書館サービスの現状と課題」では、「貸出と予約、レファレンスサービス」や「資料と職員」など全部で7つのカテゴリに分け、千葉市の図書館サービスの現状について触れるとともに、それぞれの課題や問題点について掲げられています。「第2章 これからの図書館サービスの重点」では、これからの図書館サービスを考えていく上での重点事項と目指すべきサービスの在り方として、「1 情報を発信する図書館」、「2 暮らしや仕事に役立つ図書館」、「3 子どもの読書活動をすすめる図書館」、「4 他の図書館や関係機関とつながる図書館」、「5 市民が集い、共に創っていく図書館」の「5つの指針」を示しています。そして、答申の本体部分ともいえる「第3章 これからの千葉市の図書館サービス」では、第2章で掲げた「5つの指針」に沿った形で、これからの千葉市の図書館でのサービスの在り方について、その目指すべき方向性や考え方を示すとともに、それぞれの指針ごとにいくつかの項目を設け、具体的な事例等を交え「指針に沿った具体的サービスへの提言」が行われています。既に行われているサービスについても指針に沿って位置づけ、未実施のサービスや拡充の望まれるサービスも含めて、取組みの方向性と実施すべき事業が示されています。最後に、「第4章 図書館サービスの在り方とこれを支える経営資源について」では、図書館サービスの在り方とこれを支える経営資源についての考え方が述べられています。今後の予定ですが、答申を受けたことから、「(仮称) 図書館サービス推進計画」策定に向けた取組みを加速して行きたいと考えます。まず、本年7月に計画骨子案を作成し、これを元に10月に計画素案を作成、年内には計画案を取りまとめ、その後パブリックコメントを実施し、21年度内の計画策定を目指して作業を進めていきます。また、計画をより実効性のあるものとするため、目標や計画の達成状況を把握し評価するための指標等を、計画に盛り込んでいきたいと考えています。

奥山委員 中央図書館にはかなり高度な資料や、新聞等もたくさん揃っていますね。利用者がどれくらいあるのかわからなかったのですが、恐らくそんなにはいないのではないかと思います。図書館を訪れる度に、資料を活用しきれてなく、もったいないと思います。学校や他の図書館に貸し出しをして、教材としていろいろ活用してほしいと以前にお話ししましたがけれども、そのことも答申に盛



を教育長に対して行いました。本来であれば、職員の身分に関わる事項であるため、教育委員会会議に諮り、議決をいただくところですが、速やかな処分を行うため、教育長の臨時代理により処理したものです。被処分者の所属、職及び氏名は、「●●●●●●●●●● 副主査 ●●●●●」。処分内容は、「懲戒 減給（10分の1）3月」。処分年月日は「平成21年4月3日」。処分理由は記載のとおりですが、被処分者の行為は、全体の奉仕者たる公務員としてあるまじき行為であり、もって本市職員及び公務に対する市民の信頼を著しく失墜させたものであるため、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号に規定する懲戒事由に該当することから、処分を行ったものです。

報告第2号 千葉市教育委員会組織規則の一部改正について

津田委員長 総務課長、報告をお願いします。

総務課長 報告第2号「千葉市教育委員会組織規則の一部改正について」、千葉市教育委員会組織規則第9条第1項の規定に基づき教育長の臨時代理により処理したので、同条第2項の規定に基づき報告するものです。この改正は、平成21年度組織改正に伴い、所要の改正を行ったほか、これに併せて規定の整備を行うものです。主な改正点は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、教育委員会の責任体制の明確化に伴い、執行の状況についての点検及び評価等の職務を行うことから、総務課内に新たに委員会係を設けるほか、「学校保健法」の一部改正等に伴う規定の整備も併せて行ったものです。

報告第3号 千葉市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について

津田委員長 総務課長、報告をお願いします。

総務課長 報告第3号「千葉市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について」、千葉市教育委員会組織規則第9条第1項の規定に基づき教育長の臨時代理により処理したので、同条第2項の規定に基づき報告するものです。この改正は、職員の年次有給休暇について、従前では1日又は半日を単位として取得していましたが、平成21年度より、新たに1時間を単位として取得できるようにすることに伴い、所要の改正を行ったほか、規定の整備を行ったものです。具体的には、取得単位が変更されたことに伴い、出勤簿の様式の変更等、必要な改正を行ったものです。このほか、「学校保健法」の一部改正等に伴う規定の整備等併せ

て行ったものです。

報告第4号 千葉市教育委員会事務専決規程等の一部改正について

津田委員長 総務課長、報告をお願いします。

総務課長 報告第4号「千葉市教育委員会事務専決規程等の一部改正について」、千葉市教育委員会組織規則第9条第1項の規定に基づき教育長の臨時代理により処理したので、同条第2項の規定に基づき報告するものです。この改正は、職員の年次有給休暇の取得単位の変更に伴う改正のほか、昨年度から導入された文書管理システムにおける様式の改正、その他所要の改正を行ったものです。今回改正する規程は、「千葉市教育委員会事務専決規程」、「千葉市教育委員会公文書取扱規程」、「千葉市立学校職員服務規程」です。

議案第13号 平成21年度千葉市教育行政の運営に関する基本方針について

津田委員長 企画課長、説明をお願いします。

企画課長 議案第13号「平成21年度千葉市教育行政の運営に関する基本方針について」説明します。教育委員会組織規則第8条第1項の規定に基づき、議決を求めるものです。平成21年度千葉市教育行政の基本方針の策定にあたり、策定準備委員会及び策定委員会の審議を経てまとめました。内容については、昨年度と比較して大きな変更はありませんが、昨年度末に、「千葉市学校教育推進計画」を策定したことに伴い、施策展開の方向性を見直しを行っております。まず、「1 基本的な考え方」についてですが、市の総合計画との整合を図り、基本的には昨年度と変更はありません。「生きる力」の育成を目指した「人間尊重の教育」を基調に、「(1) 次代を担う子どもたちをはぐくむ」、「(2) 心のふれあう生涯学習社会を振興する」、「(3) 個性豊かな新しい千葉文化を創造する」、「(4) スポーツ・レクリエーション活動を振興する」の4つを目標とし、「豊かな心をはぐくむ学びの場」が一層広がるよう、参加と協働の精神に基づき、各種施策を充実・推進していくとともに、新たなニーズや課題等に適切に対応するための施策を引き続き推進していきます。次に、「2 施策の取組方針」についてですが、基本的な考え方に掲げる4つの目標に基づき、各施策を定めていきます。「目標Ⅰ 次代を担う子どもたちをはぐくむ」について、この部分に、「千葉市学校教育推進計画」に掲げる千葉市の目指すべき子どもの姿と教育目標を具体的に示し、8つの施策展開の方向性を今年度の施策方針に位置付けま

した。具体的には、目指すべき子どもの姿である、「夢と思いやりの心を持ち、チャレンジする子ども」を育てていくことを目指し、子どもたちが「自ら考え、自ら学び、自ら行動できる力」を身に付けることができるよう、「千葉県学校教育推進計画」に基づき、学校教育等のさらなる充実に取り組むこととしております。施策展開の方向は、学校・家庭・地域・行政の役割を踏まえて計画に位置付けている8つの方向性に向けて取り組んでいきます。続いて、青少年の健全育成について、次代を担う青少年が将来に夢と希望を持ち、心身ともに健全に成長していくことができるよう、「千葉県青少年育成行動計画」に基づき、家庭・学校・地域・行政等が一体となって青少年の健全育成活動に取り組んでいきます。次の、「目標Ⅱ 心のふれあう生涯学習社会を振興する」、「目標Ⅲ 個性豊かな新しい千葉文化を創造する」及び「目標Ⅳ スポーツ・レクリエーション活動を振興する」については、昨年度と変更はありません。以上が基本方針ですが、これを体系化したものが、「平成21年度教育施策」であり、その中の平成21年度主要事業として、基本方針に掲げている施策展開の方向ごとに具体的な施策としてまとめてあります。主要事業のうち、重点事業と新規事業の主なものについて説明します。初めに、「新学習指導要領の円滑な移行のための教材整備」についてですが、今回の学習指導要領の改正では、理数教育の充実が改善事項の一つに掲げられています。授業時数や指導内容が増加する理科・算数において、実験・観察等に必要な教材教具を整備し、今年度から開始される移行措置を円滑に実施しようとするものです。次に、「夢広がる学校作りの推進」についてです。子どもたちの社会性や豊かな心をはぐくむため、引き続き、全小学校6年生において、長野県及び千葉県内の農山村留学を実施するとともに、千葉県少年自然の家を活用し、全小学校5年生による移動教室、また、特別支援学校や特別支援学級の児童生徒を対象とした、長柄げんきキャンプ等を実施していきます。「小学校英語活動推進」についてですが、小学校5・6年生を対象に、英語を母国語とする外国人講師を配置し、教員とのチームティーチングを中心とする英語活動を推進していきます。また、文部科学省の外国語活動における教材の効果的な活用及び評価の在り方等に関する実践研究事業の委託を受け、児童がより意欲的に授業に取り組めるよう研究を進めていきます。「中学校武道必修化に向けた地域連携実践」

についてですが、新学習指導要領において、中学校で新たに必修となった武道・ダンスの指導が実施できるよう、地域の指導者、団体などの学習指導への協力や、地域施設等の有効な活用及び指導方法の実践的開発を通じて、市内中学校の武道及びダンスの学習の充実を図るものです。「スクールヘルスリーダー派遣」についてですが、経験の浅い養護教諭一人配置校や養護教諭未配置校に、新たに退職養護教諭をスクールヘルスリーダーとして派遣し、多様化する健康課題への対応について支援を行うものです。「放課後子どもプラン推進」についてですが、児童の総合的な放課後対策として、保健福祉局と連携し、体験活動や補習等を行う学習活動等の放課後子ども教室事業を、引き続き全小学校で実施するものです。「学校図書室環境整備」についてですが、夏季期間における児童生徒の読書環境の充実と図書室の一層の利用促進を図るために、エアコンの設置を行うものです。「地上デジタル放送対応」についてですが、学校において、地上デジタル放送を利用できるように、平成21年度と22年度の2か年間で、デジタルテレビの購入及びアンテナ工事等を実施するものです。21年度は、小・中学校121校に整備していきます。「打瀬中学校教育環境整備」についてですが、打瀬中学校の生徒増に伴う教室不足及びグラウンドの狭小化に対応するため、教室改修、仮設校舎の設置及び第2グラウンドの整備を行っていきます。「適応指導教室」についてですが、増加傾向にある不登校児童生徒の学校生活への円滑な復帰を支援するために、新たに、真砂第三小学校に4つ目の適応指導教室「ライトポート美浜」を設置するものです。最後に、「公民館整備」についてですが、地域における生涯学習活動の拠点として、「真砂公民館（仮称）」及び「おゆみ野第二公民館（仮称）」の用地を取得するものです。以上が、主な事業ですが、今年度も、この基本方針に基づき、教育委員会全職員が一丸となり教育の推進に努めていきます。

奥山委員 打瀬中学校の増設は決定されたものですか。

企画課長 決定されたものです。

奥山委員 諸々の条件を勘案した結果とは思いますが、打瀬中学校の状況と、学校を新設する基準に照らしてどうであるかについて、教えてください。

企画課長 打瀬中学校はベイタウン地区の中に設置されており、当初の開発計画では、中学校は2校設置するというところで開発交渉が始

まりましたが、平成14年度の児童生徒数推計において、打瀬中学校については、大規模化はするものの、新設校の設置基準には達しないため、中学校は1校で対応していくとの方針決定を行いました。今後の児童生徒数の推移をみますと、増加のピークは平成26～27年であり、28学級までは増加していきますが、その後減少していくと推計されますので、増築で対応していくということになります。ただし、打瀬中学校では教科センター方式を採用していますので、その対応が十分図れるような増築計画となります。通常の教室不足であれば、不足する教室部分のみ増築を行いますので、4教室程度の設置で教室不足には対応できますが、今回の増築計画においては、教科センター方式を維持していくという考え方を採ることから、10教室を増設する計画となります。本年度、設計を行いますので、学校の先生方の意見を聞きながら対応を図っていきます。また、新設校の設置基準に照らした場合は、新設校設置の考え方として、31学級を超える規模の生徒数が長期間続く場合、かつ、用地が確保されている場合に、新設校の検討を行います。打瀬中学校については、最大で28学級との推計がなされていますので、新設校設置基準にまでは至らず、増築で対応していくこととなります。

奥山委員 用地はもともと確保していたと思いますが、小学校が3校あるのに対し中学校が1校しかないのでは、おかしいのではないのでしょうか。行政と市民との間に、視点の差があるとしたら、今後の生徒数の推移が予測できないということもありますので、地域の方たちにわかるように、様々な方法を取りながら、また、積極的に話を聴くことも参考になると思います。まだ、地域の方たちの意見もまとまっていないようですので。

企画課長 地域の方々へは既に3回の説明会を実施しており、多くの保護者に出席いただいております。特に2回目の説明会では、300人を超える地域の方々に参加していただき、多くの方のご理解を得たものと考えております。また、口頭だけの質疑ではなかなかお分かりいただけない部分もあるということで、地域から、ベイタウン地区の開発と中学校建設についての要望をいただきました。3回目の説明会において、この要望に対する回答文を資料として配布し、新設校設置の考え方について説明しておりますので、正確に伝わっているものと考えています。十分でなければ、また個別の説明などで対応したいと思います。

奥山委員 説明会で配布された文書には、市長名で今後の方針等が記してありましたが、いつという期日は示されていないので、不安感が拭えないところだと思うのです。確実な日付を記すのは難しいかもしれませんが、ある程度地域の方々を納得させるためには必要と思います。

企画課長 いつ、こういった決定を行ってきたのかについては、回答文の中に明確に記述してあります。また、地域の方々に誤解を与えることのないよう、私どもが持っている推計等は全て提示しました。説明会の中でも、私立の学校へ進学される方も多いということで、計画通りに人数が推移するのかどうかを心配される方も多かったのですが、ここ数年の実績を見ても、ほぼ一定の割合で、安定している状況です。昨年行った今年の推計を見ても、実際の生徒数と差がなく、ほぼ推計通りの数値となっています。このことから、今の推計が、今後大きく変わるということはないと思われます。ただし、今後1, 200戸程度の開発計画があるのですが、同じ戸数でも1年で開発されるのと5年で開発されるのでは推計が大きく違ってきますので、企業庁に対して、適切な計画の進行を要請しているところです。計画通りの開発が行われれば、推計に大きな誤差は出てこないと考えられます。

奥山委員 街が10年を経過し、保護者は、これからは教育委員会と同じ目線でいい学校、いい街を作っていきたいという気持ちが強いです。それを酌んで進めていただきたいのです。また、教科センター方式を維持していきたいとありましたが、そのメリットとデメリットをどのように考えていますか。将来、社会に出てから、授業を受けた子どもたちはよかったと思うのかどうか、伺いたいと思っています。また、増築するのであれば、男女別々に使えるロッカー室を、配慮して作っていくことも必要だと思います。

指導課長 打瀬中学校は、開校当初から教科センター方式を維持しており、従来の教科教室と研究室が一体となった構造です。授業時間以外でも生徒の相談に応じることができ、また、個別の学習にも対応できる等、基礎的な内容が確実に身につく、子どもたちの個々の課題に応じた学習に適応できるような作りになっています。現在、生徒数が大変多くなってきているという状況がありますが、教科センター方式の良さが十分に発揮できるように、努力していきたいと思っています。今後、人数が多くなるにつれ、子ども



もたちの移動に伴う時間が危惧されますが、授業場所についての配慮や、休み時間の長さの検討等、様々な形で対応することで、教科センター方式が生徒の負担にならないようにしていきたいと考えています。

奥山委員 移動して次の授業に臨むということは、意識を切り替えることになる上に、活発な授業の受け方ができるということもあり、決して悪いということではないと思います。

津田委員長 様々な要望もあるようですので、市民の皆さんに分かりやすいよう、何度も説明等を行っていただき、きめ細かい対応をよろしくをお願いします。

#### 議案第14号 千葉市地域文化財の登録について

津田委員長 生涯学習振興課長、説明をお願いします。

生涯学習振興課長 議案第14号「千葉市地域文化財の登録について」説明します。今回の登録は、千葉市文化財保護条例第19条第2項の規定により、新たに千葉市地域文化財を登録しようとするものです。登録を予定している地域文化財は、有形文化財(建造物)として、花見川区の宝蔵院にある「遠近庵三市の追悼碑」及び花見川区の春日神社にある「『開有富』の開墾碑」、無形文化財として、中央区寒川町の寒川神社氏子青年会が保持する「寒川神社の御浜下り」の三件です。本市においては、文化財の保存及び活用に必要な措置を講ずるため、千葉市文化財保護条例を制定していましたが、平成19年4月1日に同条例が改正され、施行されています。主な改正点ですが、「文化財」に地域にとって価値の高いものである「地域文化財」を新たに加え、「登録」という新たな保護手法を追加したこと、市指定文化財の呼称を国の体系に合わせ、「指定有形文化財」等4種類に改めたこと等です。この改正に伴い、本市の文化財の種類は「市指定文化財」として4区分46件、「地域文化財」7区分2件となります。千葉市の文化財ですが、国、県、市の指定文化財が合わせて82件、国の登録文化財3件、総数で85件の文化財があります。なお、地域文化財については、市政だよりやホームページで地域の方々からの情報提供を呼びかけた結果、平成19年度に17件、平成20年度に4件の情報をいただいています。提供いただいた情報により、平成20年6月に2件が登録文化財となりました。今回議案として提出した3件については、現地調査や詳細調査等を実施し、平成21年3月30日に「千葉市文化財保護審議会」に諮問を行い、諮問通りに

決定するとの答申を得ましたので、新たに「千葉市登録文化財」として登録しようとするものです。先ず、1件目の「遠近庵三市の追悼碑」についてですが、この碑は、検見川1丁目宝蔵院に、俳人であった藤代三市の三回忌に、妻の市産が建てたものです。三市は養子として藤代家に入り、周辺の村々で俳諧の指導をしていました。妻の市産は、三市の死後、自宅に塾を創立し、近郷の子弟約3千人を教育していました。特に、塾生のうち、女子が4分の1と、女子教育の先駆け的事例となっています。この追悼碑は、この地域が文化的、教育的にも先進的な地域であったことを示すもので、地域の成り立ちを知る上で大変貴重なものであり、千葉市地域文化財の有形文化財として、登録しようとするものです。2件目の「『開有富』の開墾碑」についてですが、この碑は、作新台5丁目にある春日神社に建てられています。明治2年以降、新政府が作新台から松戸にかけての牧場を、俸禄を失った旗本・御家人などのために大規模開墾を行っており、これに対し長作村の中台武左衛門が、田畑が不足していた地元での開墾について3年に及ぶ粘り強い請願運動の末、開墾が認められました。その献身的な尽力を讃え、碑が建てられたもので、現在の住宅地が先人たちの努力によって開墾された歴史を示す貴重な碑であるため、千葉市地域文化財の有形文化財として登録しようとするものです。3件目の「寒川神社の御浜下り」についてですが、寒川神社の例祭の行事で、中世の頃から千葉町と寒川村の一体の祭りとして行われていたものです。また、戦後に寒川神社が神輿を新調したことを契機に行われていましたが、昭和30年代後半の出洲海岸の埋め立てにより中断し、平成12年に寒川氏子青年会により復活したものです。現在も毎年8月20日に神輿が町内を練り歩き、夕方に千葉ポートパークの海岸で、巫女舞などを行い、海に入り禊を行っています。氏子青年会の大変な努力と多くの関係者の温かい協力により復活し、地域に定着しつつあり、歴史を知る上で有用なものであるため、千葉市地域文化財の無形民俗文化財として登録しようとするものです。

奥山委員 登録とまでは至っておりませんが、旧検見川送信所等についても課題が残っているかと思いますので、よろしくお願いします。

議案第15号 千葉市個人情報保護条例による個人情報の開示に関する不服申立てに対する決定について

委員長 教職員課長、説明をお願いします。



求の固有の事情等を踏まえると、故●●の個人情報を、妻本人の個人情報として開示すべきであるということで、亡くなられた●●の個人情報を、今回に関しては、妻に開示すべきであるという結論を示しました。教育委員会が平成19年4月6日に行った2件の決定について、全部開示決定については妥当であるが、部分開示決定については、対象の公文書の範囲を拡大した上で、既に開示している部分、遺族に対し任意に情報提供を行っている部分及び新たに、「関係者聴取記録」のうち関係者の回答部分等を除いた部分を開示すべきであるとの、審査会からの答申を得ています。この答申を受け、教育委員会では、既に遺族に対し当初の開示決定により開示した部分を超える広い範囲での情報提供を行っており、また、答申に対して異議を唱えるべき点がないことから、全部開示決定については、これに係る6件全ての公文書を開示しているため、異議申立てには理由がないとして、棄却をし、部分開示決定については、今後、審査会の答申に従い再決定を行うことを前提とし、部分開示決定を取り消そうとするものです。個人情報の解釈等の議論があり、時間を費やしたわけですが、審査会の答申を受け、2つの内容の決定書について、それぞれ、ご審議いただきたいと思います。

- 委 員 教育委員会が当時、関係者等の調査を行いました。今回の妻側の開示請求で争点となったことは、どのようなことですか。
- 教職員課長 個人情報保護条例の中では、生存する個人の情報を保護し、開示請求の対象としています。亡くなった個人に関する情報が、遺族や妻である側が、個人情報として開示の対象となるかどうかというのが、今回の審査会のポイントでした。今回の案件については、個別具体的なケースで判断をすべきという審査会のスタンスがあり、遺族側による公務災害の認定申請という、公務災害に対して不利益が生じていなかったのかどうか、一方では個人情報として守られるべき情報、聞き取り調査に回答した職員の利益が損なわれないかどうか、両者の利益・不利益等を判断した結果、情報として公文書の対象を広げ、聴取記録や文書回答されたものも、開示の対象の範囲とすべきという答申結果となったものです。
- 委 員 慎重にと言っても難しいとは思いますが、聴取記録についても、それがどういう性格のものであったかという認識の上に立って開示をしていかないと、意味がなかったり逆に記録の文面だけに囚われてしまう可能性もありますよね。

教職員課長 ●●●●●●に在籍した職員達からの聞き取り調査したもの及び文書回答されたものについて、その調査のみに必要とするということで、限定的に該当職員からの聞き取りを行っているものですので、これが表に出ることによって、これが客観的事実であるかのように取り扱われてしまうことは、本来の調査の目的とは違います。今回の答申においても、文書回答した内容そのものは不開示とすべきということを明言しています。当初、教育委員会では、文書そのものが開示の対象にはならないと考えていましたが、審査会答申において、文書を開示の対象の範囲に含めるとされました。ただし、対象に含めても、その中で、開示すべきものと開示してならないものは条例で定められていますので、その範囲内で、開示できる部分は開示してくださいという答申内容です。

委員 誰かが不利益を被るということではなく公平な立場で、聴取等の調査が行われたということですね。

教職員課長 聴取を受ける側としても、誰かが利益・不利益を受けるということではなく、あくまでも、自分が実際に見聞きしたことを話しているというだけです。

委員 多分に主観的なものということですね。

教職員課長 聴取記録等が開示等されることにより、それが客観的な事実であることのように捉えられてしまうことは、本来の聴取の趣旨とは違うものです。このことは、教育委員会として審査の過程において主張しております。

委員 教育委員会職員がまとめた聴取記録は、正確といえるのでしょうか。

教職員課長 調査対象としたのは、事案が発生した当時に在職した職員であり、職場の中で見聞きしたことについて、状況を文書で回答してもらい、聞き取り調査により内容を確認しています。

委員 聞き取り調査時の目的とは異なる目的のための開示請求があるようです。聴取を行った時点では、この目的のために話すというものがあり、話した人と聴取した側に信頼関係があって、話したということもあるかと思えます。しかし、審査会においては、聴取した時とは違う目的のために、開示決定がなされています。その際、聴取した目的が違うが、聴取記録を開示してよいかどうか、話した本人への確認はあるのですか。

教職員課長 今回の審査会答申で開示対象とされた文書は3種類あり、1つ目は、平成18年9月19日付け千葉市教育委員会学校教育部

教職員課長名で●●●●●在籍教諭等関係者宛て実施した書面調査「職場の安全配慮に関する実態調査へのご協力をお願い」に対する回答文書48人分、2つ目は、書面調査回答文書の内容を確認するため、平成18年11月1日から11月24日までの間に、関係者に対して実施した面接方式によるヒアリングの概略を記した聴取記録（関係者聴取記録）51人分、3つ目は、当時の校長に対して実施した、面接方式によるヒアリングの概略を記した聴取記録です。遺族側において、公務災害の認定申請の手続きが進行していた関係上、1つ目の書面調査の回答文書については、遺族の方々へ情報を提供するにあたって、書面調査に回答した方々からの了解を経てから、認定に必要なものを提供しています。実際の開示請求をされた場合は、事前に私どもから情報提供したものとは別に、実際の個人情報の開示手続きに従って処理をしていかなければなりません。異議申立人へ部分開示したものは、1つ目の書面調査48人分のうち、異議申立人である●●●●●氏の個人名が出てくる部分だけで、3人分のみ、部分的に開示をしたものです。審査会は、今回のケースでは、3種類の文書についてを、遺族に対し開示の対象とすべき個人情報である文書として扱うようにとのことですので、部分開示決定を取り消す議決をいただいた後、3種類の対象文書の中で異議申立人及び故●●●●●以外の個人が特定されるもの等は全て黒く塗り潰して、改めて、開示できる部分を決定し異議申立人へ通知するという形になります。

委員 聴取記録を作成した当時は、事実関係を調査するということが第一の目的であって、開示請求の目的とは違うものであったということですね。

教職員課長 教育委員会は、開示請求を想定して文書を作成したわけではなく、●●●●●に対し校長等がどのように関わったのか、いわゆる処分に相当するものであったのかどうか、というのが調査をした目的です。しかし、結果として、作成した文書は全て公文書となりますので、開示の対象となってくるということです。

委員 またこのようなことが起こった場合は、全て職員が聴取等の役割を担うのですか。

教職員課長 教職員に関わることであれば、この件と同じように、教育委員会事務局が、関係職員からの聴取等を行わなければなりません。二度とこのようなことがないようにと、考えております。

(1) 次回第5回定例会は、平成21年5月20日(水)午後2時00分より開催することと決定した。

8 閉会

津田委員長より閉会を宣言